

令和3年度

第7回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 7 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年10月19日(火) 午後2時30分から午後4時00分

2 開催場所 静岡県産業経済会館 3階 第1会議室

3 出席委員(20人)

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者(副会長) 12番 徳田 雅亮

委員	1番 伊藤 修司	2番 遠藤 公夫	3番 大石 雅章
	4番 大石 泰子	5番 大塚 師輝	6番 佐藤 直美
	7番 佐藤 操	8番 白岩 正行	9番 杉山 寿朗
	10番 鈴木 茂樹	11番 鈴木 長一	14番 西子 親慶
	15番 仁藤 雅巳	16番 堀越 隆正	17番 牧野 正昭
	18番 松永 一雄	19番 望月 芳明	20番 山田 常己

4 欠席委員 無し

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第44号 非農地証明申請について

議案第45号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第27号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第29号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取消しについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事

石川 尚美

7 会議の概要

議長 　ただ今から令和3年度第7回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員20名、全員出席での開催です。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

9番杉山寿朗委員、10番鈴木茂樹委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第42号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第42号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり7件でございます。

議長 　それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　1班です。整理番号56番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことでした。

9番 　以上、職員から説明がありました整理番号56番については、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 　2班です。整理番号57番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、経営規模を拡大するため、譲渡人は、成年後見人であるが、成年被後見人は既に農業を廃業しており要望に応えるとのことでした。整理番号58番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、受贈者である長男に、徐々に農地を譲り渡す計画とのことでした。今回、申請に及んだ市街化区域にある農地は、5分の1を、畑総区域内にある農地は、全面積を、それぞれ受贈者に所有権移転するものです。

11番 　ただいま、職員から説明がありました2件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 　3班です。整理番号59番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に

及んだものです。整理番号60番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、共有者間での持分移転をするため、双方で話がまとまり申請に及んだものです。

17番 ただいま、職員から説明がありました整理番号59番、60番については、3班としては許可相当と判断しました。

事務局 整理番号61番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は新規で農地を取得し、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。この案件につきましては、先月の令和3年度9月総会議案第40号にて審議していただいた、農業委員会が定める別段の面積の決定について個別で下限面積を設定した案件に関連する申請です。整理番号62番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は譲受人の隣接農地で、譲渡人は経営規模を縮小するため、譲受人は規模を拡大したく、売買の話がまとまり申請に及んだものです。

15番 以上、職員から説明がありました2件について、4班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第42号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第42号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第43号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第43号朗読】

申請は4ページに記載のとおり6件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号49番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になったため両親に相談したところ、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話がまとまり申請に及びました。農

地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号50番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になったため両親に相談したところ、祖父所有の土地を借り住宅を建築することで話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

9番 以上、職員から説明がありました整理番号49番、50番については、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号51番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は「いちご狩り観光農園」を営んでおりましたが、「まる増いちご狩り組合」の解散により、駐車場の共同利用が出来なくなり、駐車場として使用できる自分の所有地は、接道が無く大型バスも駐車できない状態となりました。そのため、接道と大型バスの駐車場の確保をしたく、隣接地の所有者である譲り渡し人に相談したところ、話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は、農用地です。農業用施設用地と言うことで、「農用地利用計画」が変更されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。

11番 ただいま、職員から説明がありました整理番号51番、清水区の案件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号52番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在清水区の借家で、家族3人で居住しているが、子どもが生まれたことに伴い、現在の住居では手狭であるため、土地所有者である親と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

17番 以上、職員から説明がありました整理番号52番については、3班としては許可相当と判断しました。

事務局 4班です。整理番号53番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は建築・土木業を営む個人事業主です。申請事由ですが、受注工事の増加に伴い、現在使用している露天資材置場だけでは、手狭なため、周辺の土地を探していたと

ころ、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。申請地には、碎石や型枠などの建設資材を置く予定です。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。整理番号54番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活をしておりますが、子どもの成長に伴い、手狭になっていることに加え、使用貸人である父が高齢なことから、実家に近い申請地に住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

15番 以上、職員から説明がありました2件について、4班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 整理番号50番ですが、被害防除のために土留めにゴム版を使用することですが、ゴム版の使用はあまり聞いたことがない。境界は、大丈夫か。

事務局 分筆はしたが、境界が確定していないため、想定される境界から50センチセットバックしてゴム版を設置する。今後、境界が確定して既存の分筆面積との差異が生じた場合は、再度申請がされることになる。

11番 整理番号53番ですが、3種農地となる理由はなにか。また、資材置場への転用ということだが、となりが保育園でありフェンス等危険防止対策は大丈夫か。

事務局 3種農地となる理由は、インフラとして接道に上・下水道が埋設され、公共施設として500m以内に、保育園、小学校、病院があるので、3種農地の基準を満たしています。となりの保育園との間には既存のフェンスがあり、保育園への説明も済み、了解を得ています。

議長 他に発言もないようですので、議案第43号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第43号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第44号朗読】

申請は6ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号13番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成2年より耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和3年9月30日に、築担当農業委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。

17番 以上、職員から説明がありました整理番号13番については、3班としては承認することが適当と判断しました。

議長 ただいまの議案44号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第44号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第44号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第45号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第45号朗読】**

申出は8ページに記載のとおり8件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号29です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約80日農作業に従事していました。9月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号30です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。9月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号31です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約60日農作業に従事していました。9月29日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号32です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約80日農作業に従事していました。9月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号33です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事

者は年間約100日農作業に従事していました。9月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号34です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約180日農作業に従事していました。9月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号35です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約60日農作業に従事していました。9月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号36です。こちらの生産緑地は平成26年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約240日農作業に従事していました。9月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

- 議長 ただいまの議案第45号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 発言もないようですので、議案第45号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第45号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告事項に入ります。

報告第26号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

- 事務局次長 **【報告第26号朗読】**

通知は10ページの6件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

- 事務局 整理番号44番については、有機栽培に取り組む共同管理者に耕作を委ねるため、合意解約しました。整理番号45番と46番は、同一の案件です。耕作者が傷病により療養中のため、地権者が返還を求め、耕作者がこれに応じて、合意解約しました。整理番号47番については、地権者が農地を売買するため、合意解約しました。

整理番号48番については、耕作者が代わるため、合意解約しました。整理番号49番についても、耕作者が代わるため、合意解約しました。

- 議長 ただいまの報告第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

- 議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第26号を終わります。次に、報告第27号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

- 事務局次長 **【報告第27号朗読】**

届出は12ページから20ページの88件がございました。その内訳は、4条

の転用が22件、5条の転用が66件で、内訳としましては、所有権移転が49件、賃借権設定が5件、使用貸借による権利の設定が12件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第27号を終わります。

次に、報告第28号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第28号朗読】

届出は22ページから23ページの30件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第28号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第28号を終わります。

次に、報告第29号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第29号朗読】

申出は25ページ3件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号6は、9月8日、最適化推進委員と整理番号7と8は、9月14日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上3件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、整理番号6は、9月10日、整理番号7と8は9月21日に適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第29号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第29号を終わります。

次に、報告第30号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第30号朗読】

届出は27ページの1件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第30号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第30号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第7回総会を閉会いたします。